



# 長野県報

9月11日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2606号

## 目次

### 規 則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程（企業局）	2

### 告 示

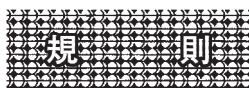
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	5
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	5
森林法に基づく保安林の指定の解除（森林づくり推進課）	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	5

### 公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（財産活用課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（3件）（総務事務課）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働課）	10
長野県環境影響評価条例に基づく準備書等の送付及び縦覧（環境政策課）	11
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	11
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	11
土地改良区役員の退任の届出（2件）（農地整備課）	12
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	12
土地改良事業計画変更認可申請の審査結果の縦覧（農地整備課）	12
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	12
一般競争入札（9件）（河川課）	13
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施（東北信運転免許課）	20
土地収用法施行令に基づく公示送達（地域振興課）	20

### 訓 令

副知事の担任事務に関する規程の廃止（行政改革課）	21
--------------------------	----



知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第26号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1項を削り、第2項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改め、同項を第1項とし、第3項中「法」を「地方自治法」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、平成26年9月14日から施行する。

行政改革課

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成26年9月11日

長野県公営企業管理者 小林 利弘

#### 長野県公営企業管理規程第2号

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道条例施行規程（昭和38年長野県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「の各号の一」を「の各号のいずれか」に改め、同条第2号中「いずれか一」を「いずれか」に改め、同条のイ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第6条第6項」に、「女子」を「者」に、「母子世帯使用者」を「母子世帯等使用者」に、「の一」を「のいずれか」に改める。

第9条の3の見出し中「女子」を「者」に改め、同条中「母子及び寡婦福祉法第5条第1項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に、「女子」を「者」に、「母子世帯使用者」を「母子世帯等使用者」に、「の一」を「のいずれか」に、「いずれか一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「同条第2項各号（第7号を除く。）」を「同法第13条の2第1項各号」に、「同条第3項第2号」を「同条第2項各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「同条第3項各号のいずれにも該当せず、又は使用者が」を削る。

様式第10号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第6条第6項」に、「女子」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第9条の3第1号及び第2号の改正規定は、同年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当している使用者及び現に県営水道条例施行規程第9条の4の規定により申し出ている使用者でこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当するものうち、この管理規程による改正後の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれにも該当しないこととなるものについては、同条に規定する別に定めるものとする。

企業局